

# 「結婚の自由をすべての人に」大阪高裁判決についての弁護団声明

2025年3月25日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟関西弁護団

「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会

## 1 はじめに

大阪高等裁判所第14民事部（裁判長裁判官本多久美子、裁判官小堀悟、裁判官寺本佳子）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟において、同性婚を法律婚の対象としない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別をするものとして法の下での平等に反するものであるとして、憲法14条1項及び同24条2項に違反するとの判断を下した。

## 2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告（控訴人・上告人）らが、婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）は、憲法24条等の保障する婚姻の自由を侵害するものであり、また、憲法14条1項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であって違憲であると主張し、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。

本訴訟は、2019年に全国5か所の裁判所で提起されたものであり、関西訴訟では、6名（3組のカップル）の原告（控訴人）らが、本件諸規定の違憲性を訴えており、原審の大阪地裁では一連の訴訟の中で唯一の合憲判決が下された。大阪地裁の判決は原告らの真摯な声に耳を傾けず司法の役割を放棄したと言わざるを得ないものであり、原告らは大阪高裁に控訴したものである。本日の大阪高裁判決（以下「本判決」という。）により、本訴訟が係属した全国5か所の高等裁判所のすべてで違憲判決が下されたことになる（残るは東京2次訴訟が控訴審係属中であるが、第1審の東京地裁で既に違憲判決が下されている。）。

## 3 判決の概要と意義

本判決は、同性婚を法律婚の対象としない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別をするものとして法の下での平等に反するものであるとして、憲法14条1項及び同24条2項に違反するとの憲法判断を示した。国家賠償を求める請求自体は棄却されたが、本件諸規定が違憲であるという判

断を明確に下した点について、大阪地裁による不当な合憲判断を覆すものであり、高く評価できる。

本判決は、憲法24条につき、異性婚のみが婚姻法の基本原則及び基本原則に沿うことを規定したものではないこと、同条が将来にわたって婚姻当事者を異性同士に限定し、婚姻制度から同性婚を排除する趣旨を含むものと解することはできないこと、憲法24条1項が規定する婚姻の自律性、権利の同等性及び相互協力性の基本原則は同性婚においても実現することができるとの解釈を示した。

そのうえで、本判決は、相互に求め合う者同士が婚姻をすることができる利益は、個人的人格的生存と結びついた重要な法的利益に当たり、同性カップルがこれを享受することができないのは、同性カップル的人格的利益を著しく損なうことになるとした。また、婚姻は性愛を基礎とする親族身分的人的結合関係を規定しているところ、異性カップルは婚姻をし、親族的身分関係を形成し、互いに権利と責任を負い、各種の法的効果を享受して安定した共同生活を営むことができる一方、同性カップルはこのような法的利益を享受することができず、このような区別取扱いは合理的根拠に基づくものとはいえず、法の下での平等に反するとした。

本判決においては、大阪地裁が合憲判決を下した理由をことごとく排斥している。すなわち、大阪地裁は、①婚姻の本質は、男女が生涯続く安定した関係の下で、子を産み育てながら家族として共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の関係を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨と捉え、本件諸規定は異性間の婚姻のみを婚姻として特に保護する制度を構築したと捉えた。また、②権利救済の方法については、婚姻制度とは異なる別の制度を創設したからといって、原告らの主張するような同性愛者への差別が助長されるとは必ずしもいえないとして、いかなる方法で同性愛者に法的保護を与えるかは議論の途上にあるため、現時点で違憲判決を下すことはできないとした。③さらに、我が国において同性間の人的結合関係を異性間の人的結合関係と同視し得るほどの社会的な承認が存在しているとはいえないとし、これらを主な理由として合憲判決を下した。

それに対し、本判決は、①子をもうけることや自然生殖能力があることは婚姻の要件とはされておらず、人間としての自然な、本能に由来する性愛感情を抱きあう関係自体をも保護するものであるとして、同性同士であっても異性同士と同等に扱うのが個人の尊厳の要請に適うとした。

また、②については、同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うことは、性的指向によって、その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等に悖るばかりか、新たな差別を生み出す危惧があると厳しく指摘している。

③についても、大阪高裁は、婚姻の意義や主観的な価値は国民一人一人が自らの価値観に照らして見出すものであり、同性婚に対する国民感情が一樣でないことは同性婚を法制化しない合理的理由にはならないとしたうえで、同性婚の法制化によっても社会の多数者が婚姻と同じ保護を与えることを認めなければ同性カップルの

保護を認めないとするのは、性的少数者の権利利益を不当に制限するものであり、憲法14条1項の解釈として採用することができないとしている。

①～③に加えて、大阪高裁は、④生殖及び家族の在り方等が多様化した現代社会においては、嫡出推定制度は婚姻における不可欠な要素ではなく、同性婚を法制化した場合に嫡出推定規定の適用の可否について議論を要するところがあるとしても、同性婚の法制化を否定する理由にはならないこと、法的保護のない事実上の共同生活を妨げられないことや既存の法制度の活用により婚姻の一部の法的効果に類似した法的地位を獲得できることは区別の合理性を基礎づけるものではないことなども認定しており、大阪地裁における合憲の理由、国の主張のいずれも合理的な理由がないことを示している。

このように、大阪高裁は、大阪地裁における合憲の理由をことごとく排斥しており、大阪地裁の合憲判決が不当であったことを明確にするものである。

他方で、本判決は、本件諸規定を違憲とする判断内容が統一されておらず、最高裁の判断が示されていないことから、現時点ではなお国会賠償法上違法とはいえなとも判示した。大阪地裁以外のすべての地裁及び高裁での判断がなされており、もはや本件諸規定の違憲性は明白であるにもかかわらず、最高裁の判断がでるまでは国会に立法の猶予を認めるかのような判断ともいえ、不当であると言わざるを得ない。

#### 4 おわりに

法律上同性同士の者が婚姻できないことについて、本訴訟が係属した全国5か所の高等裁判所のすべてで違憲判決が下された。これは司法から立法府に対する、これ以上ない強い警告である。

本訴訟を提起してからの6年間、一連の訴訟で違憲判決が下されるたびに、国は訴訟の状況を注視すると述べるにとどまり、本日に至るまで同性間の婚姻の法制化に向けた真摯な議論を始めることはなかった。この期間に失われた時間を、失われた命を取り戻すことは決してできない。司法が本件諸規定の違憲性を明確に宣言した今、不合理な差別を是正することをためらう理由は何一つない。

本訴訟においては、すでに札幌高裁、東京高裁、名古屋高裁、福岡高裁の判決について最高裁に上告がなされている。私たちは最高裁において人権救済の砦としての司法の職責が果たされることを確信している。そして、国に対しては、司法からのメッセージを真摯に受け止め、最高裁の判断を漫然と待つことなく、直ちに同性間の婚姻の法制化に着手することを強く要請する。

以上